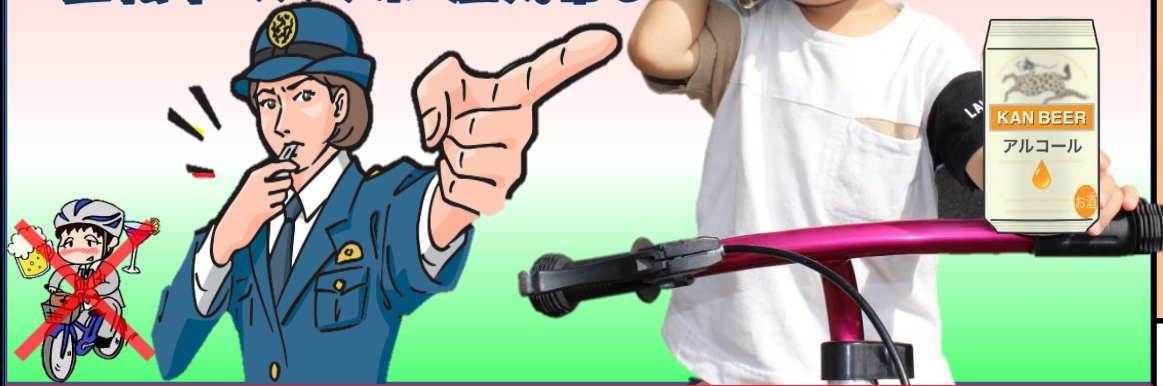


罰則強化

自転車のスマホ・酒気帯び



お
お
し
ま

宗像警察署
大島駐在所
TEL 72-2110

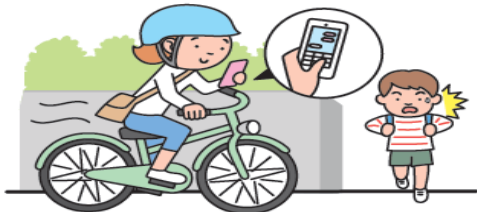


宗像警察署
ホームページ



令和6年11月1日 道路交通法の改正

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

近年、自転車の運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故は増加傾向にあり、自転車を酒気帯び状態で運転したときの死亡重傷事故率も高くなっています。

この様な交通事故を抑止するため、今回法改正が行われ、自転車の運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに、罰則規定が整備されました。

大島の皆様も交通ルールをしっかり守り、引き続き、みんなで事故の無い大島を目指しましょう！！